

## 地域別最低賃金額改定の目安に対するコメント

令和3年7月20日

高知県商工会議所連合会  
高知県商工会連合会  
高知県中小企業団体中央会  
高知県経営者協会

7月14日、地域別最低賃金額改定の目安に関する審議が実質的に結審し、全国一律に28円の引上げとなった。

最低賃金は全ての企業に一律に強制力をもって適用されることから、長引くコロナ禍により飲食業や宿泊業を中心に極めて厳しい業況の企業が多い今年度についても、なお事業の存続と雇用の維持を最優先にすべき状況であることを踏まえ、地域の社会・経済の実情に合わせた慎重な議論が必要となる。

中央最低賃金審議会は本来、各種指標やデータに基づき、公労使による真摯な議論によって、納得感のある結論を導き出すべき場であるが、今回、「骨太の方針」に記載された最低賃金引上げの政府方針を追認するような結論となった印象を抱かざるを得ない。

本来、中長期的な視点に立って、そして短期的には経済や雇用情勢の動向ならびに消費者物価指数も加味しながら公労使で納得感のある上げ幅を示すことが望ましい。

今後行われる地方の審議会では、政府方針のみを前提とするのではなく、中小企業・小規模事業者や地域経済の窮状、そして住民生活の実態や賃金水準、事業所の賃金支払い能力等を総合的に勘案し、28円の目安額にとらわれず企業経営者側、労働者側が雇用維持を前提とした議論がなされることを切に願う。

また、政府はコロナ禍の影響に苦しむ中小企業・小規模事業者への支援や雇用対策に万全を期していただきたい。